

# なくそう ドメスティック・ バイオレンス

(「家庭におけるパートナーシップに関する調査」ダイジェスト版)

配偶者からの暴力は、  
犯罪となる行為をも含む  
重大な人権侵害です。

このダイジェスト版は、平成17・18年度に、  
財団が実施したアンケート調査をもとに作成  
したものです。

対 象：松山市在住の、中学生以下の子ども  
を持つ男女・3000人

有効回収数：758人（女性481人 男性277人）

〒790-0003

松山市三番町6丁目4-20

TEL:943-5777 FAX:943-0460

STOP THE 暴力



女性に対する暴力根絶のための  
シンボルマーク

財松山市男女共同参画推進財団

# 多くの女性が配偶者等から被害を受けています

国の調査(2005年)によると、女性の4人に1人が身体的暴行を受けています

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。

略して「DV」と呼ばれることもあります。「夫や恋人など親密な関係にある(あった)男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味です。暴力には、「身体的暴力」だけでなく「精神的暴力」「経済的暴力」「子どもを使った暴力」などがあります。

## 《さまざまな暴力》

**身体的暴力**…殴る、蹴る、首をしめる、髪をつかんで引きずりまわす  
物をなげつける、刃物を突きつける

**精神的暴力**…大声でどなる、何を言っても無視する、人前でバカにする

**社会的暴力**…妻が実家や友人と付き合うのを制限する

**経済的暴力**…生活費を少ししか(まったく)渡さない

**性的暴力**…見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる、避妊に協力しない

**子どもを使った暴力**…妻に不満がある時、子どもにきつくあたる

★これらの暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こります。

配偶者やパートナー間で行われる暴力には多様なものが含まれますが、一般にはどのように認知されているのでしょうか。

**殴る、蹴るといった、身体に直接加えられる暴力については、それを「暴力である」と認知する人の割合は9割を超え、きわめて高いことがわかります。**直接身体に加えられないものの、何らかの方法で身体的暴力をほめかして威嚇する行為についても、男女ともに認知度は高いといえます。

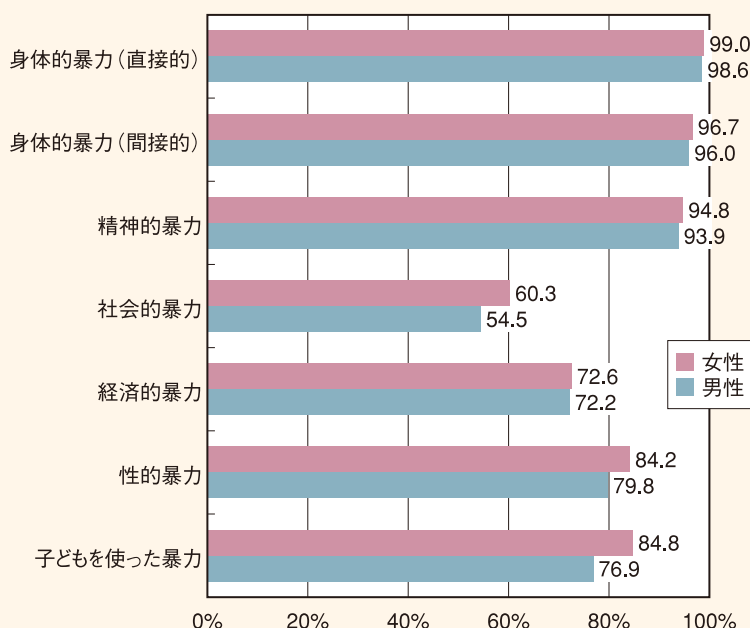
これに対して、**精神的暴力(侮辱、過小評価、威嚇など)、経済的暴力(生活費を渡さないなど)、性的暴力などは、暴力としての認知は必ずしも定着しているとはいえません。**

今回あげた種類の中では、社会的暴力(人との付き合いを制限・禁止、監視などによって相手を孤立させるなど)が最も認知度が低いことがわかります。

また男女別にみると、ほぼすべての暴力の種類について、女性の方が暴力として認める人の割合が高いことがわかりました。このことから、暴力としての認知の面でも、男女の間に意識の違いがあるといえます。

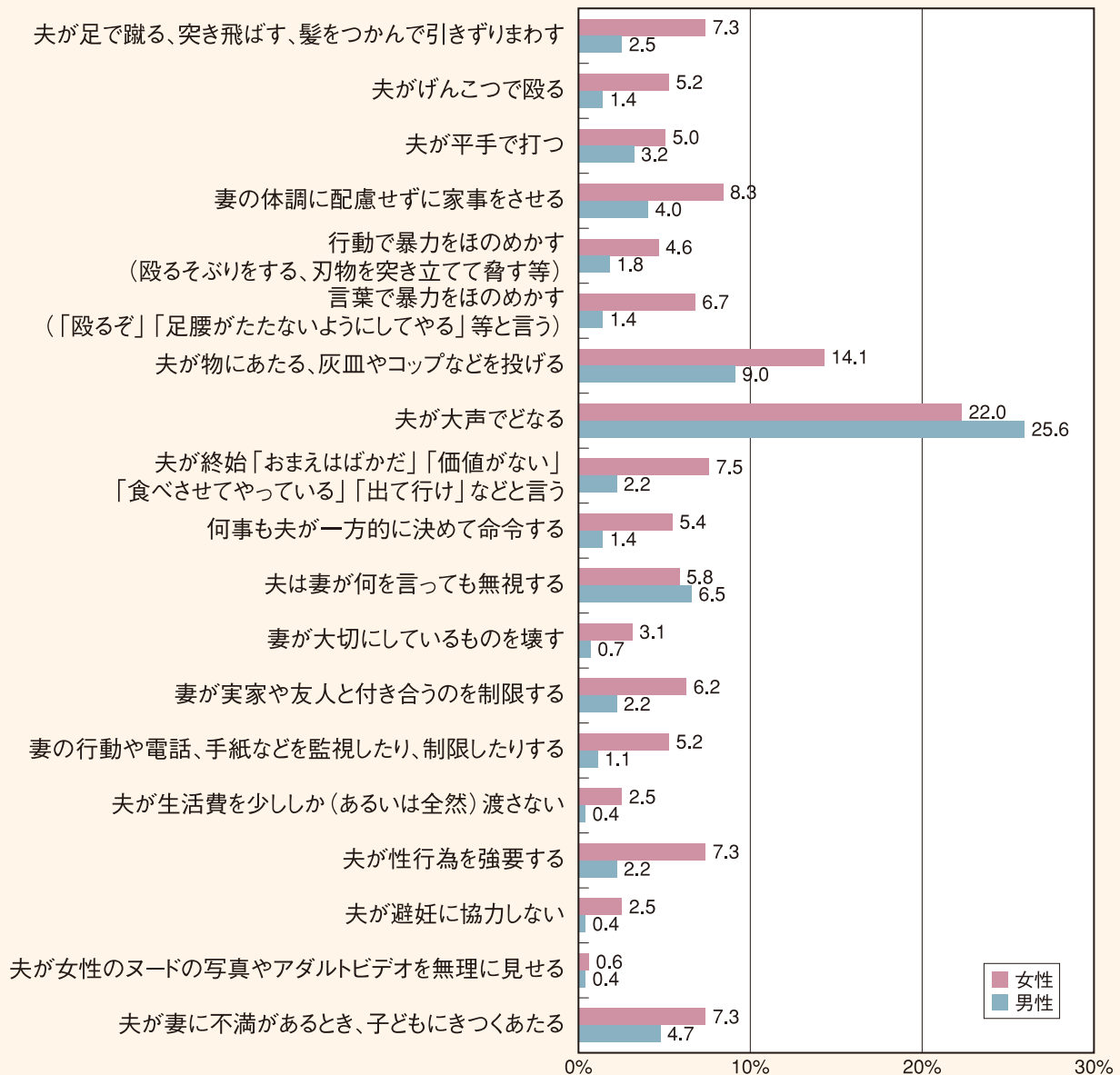
## どのような暴力がDVと認識されているのでしょうか？

DV行為についての意識(カテゴリー別)



# では、家庭におけるDVの実態はどうでしょうか？

## 家庭におけるDV行為の実態



これまでに自分の家庭でDV行為が行われたことはない  
と答えた人は、女性が46.6%、男性が38.3%でした。この  
ことから、**半数を超える家庭で何らかのDV行為があった  
と考えられます。**

DV行為が「あった」と答えた人の割合は、男性の方が  
高い結果となりましたが、「あった」と答えた人だけについて  
みると、具体的に「行われた」として挙げられた項目数  
は、1人当たりの平均で女性の方が男性の2倍を越えており、  
5項目以上をあげた回答者は26.3%に達しました。**女性  
の方が、数多くの種類の暴力が行われたとらえていること  
がわかります。**

行われた暴力の内訳で最も多かったのは、男女ともに「大  
声でどなる」(男女ともに、「あった」と答えた人の20%強)、  
次いで「物にあたる」(女性14.1%、男性9.0%)となりました。**「足で蹴る」「突き飛ばす」「げんこつで殴る」といった直  
接的身体的暴力も、女性の5~7%(男性は2~3%)が「あ  
った」と答えています。**

また、特に女性の回答から、DVでは多くの場合、身体的  
暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、性的暴力、子  
どもを使った暴力など、多くの種類の暴力が同時に行われて  
いることもわかりました。

### 被害者に与える影響

被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、  
複雑性PTSDに陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。

### 【PTSD(外傷後ストレス障害)】

自然災害、人為災害、犯罪被害などの後に生じる特  
徴的な精神障害です。配偶者からの繰り返される暴  
力被害の後にも起こることがあります。

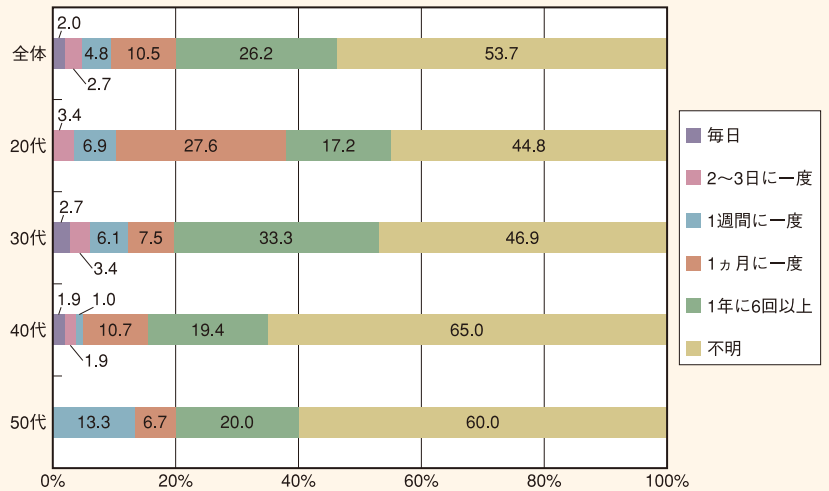
# 最初に被害を受けたのはいつ?どのぐらいの頻度で?

夫が妻に暴力を振るうようになったのは、いつごろからかをたずねた結果、「結婚後に始まった」という回答を選択した人が、前回の調査同様に、大部分を占めます。

自由記述においては、子どもの出生、成長段階を節目とした暴力の始まりや、仕事の負担、家計の状況、家族構成など家庭環境の変化を始まりとする回答もみられます。

頻度については、「1ヵ月に一度」と「1年に6回以上」と回答した人を合わせると、約37%に達します。中には、「毎日」と回答した女性もいます。50代では、「1週間に一度」と回答した女性が13%にもなっています。

暴力の頻度

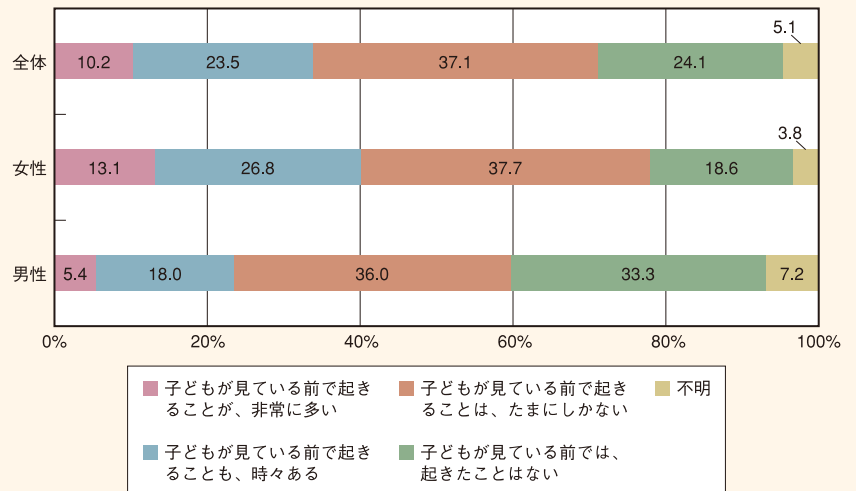


# DVは子どもの目の前で起こっています。子どもにも影響を与えています

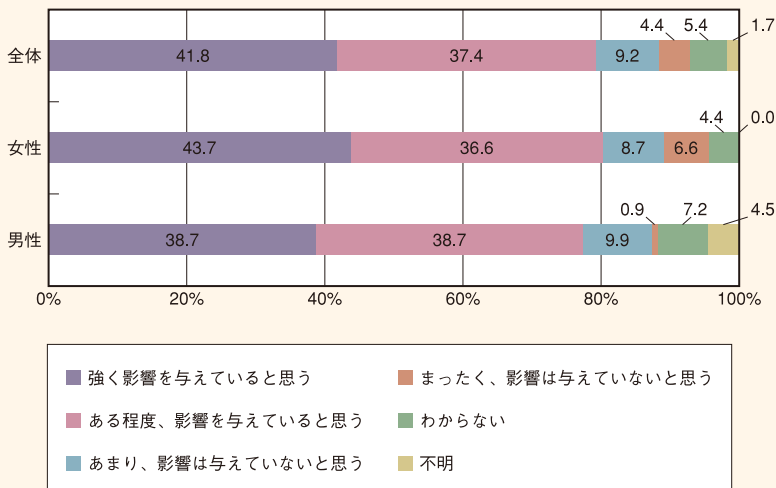
夫婦間の暴力が、子どもの見ている前で起きたことがあるかどうかをたずねた結果、「子どもの見ている前では、起きたことはない」という回答を選択した人は、約4分の1の24.1%です。したがって、残りの4分の3は、夫婦間の暴力が子どもの見ている前で起きているということになります。

また、頻度を見ると、10.2%の人が「子どもが見ている前で起きることが、非常に多い」と回答しています。これらの数値は、前回調査を上回っており、子どもの前で起きている暴力が多くなっているのではないかと懸念されます。

子どもによる目撃

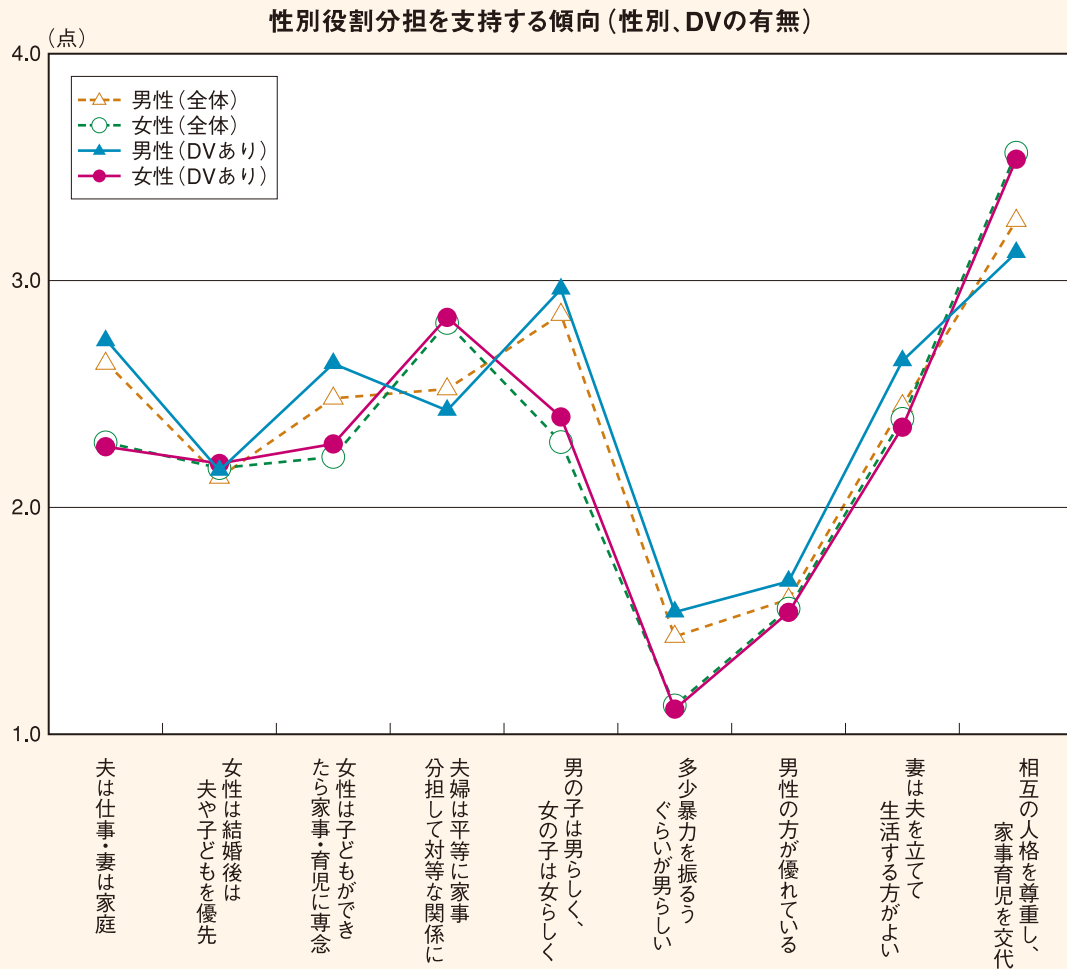


子どもへの影響



DVが子どもに与える心理的影響についてたずねた結果、「強く影響を与えていると思う」(約4割)と、「ある程度、影響を与えていると思う」という回答を選択した人を合わせると、およそ8割の人が子どもへの心理的影響があると感じているようです。日常生活の中で、子どもが暴力を目にする機会が多ければ、緊張と不安と恐怖感が繰り返され、情緒不安定に陥るケースも容易に想像できます。また、今回の調査では、子どもへの間接的な心理的影響をたずねたにすぎませんが、子どもがDVの直接の被害者となっているケースも考えられ、今後、子どもへの影響調査などを継続して行うことが必要でしょう。

# ドメスティック・バイオレンスの背景にあるのは？



上掲のグラフは、「夫は仕事・妻は家庭」といったそれぞれの項目に対して、「そう思う(4点)」「どちらかといえばそう思う(3点)」「どちらかといえばそう思わない(2点)」「そう思わない(1点)」と回答した、各グループの合計点をもとに算出したものです。点数が高いほど、それぞれの項目を支持する傾向が強いことを示しています。

「男らしさ」「女らしさ」など、「固定的な性別役割分担」に対する考え方をたずねたところ、男性と女性の間でかなりはつきりとした違いがあり、**男性の方に「固定的な性別役割分担」を支持する傾向が強い**ことがわかりました。

また今回の調査では、「DV(加害)経験あり」と答えた男性に、特にこの傾向が強いことも明らかになりました。

たとえば**「DV(加害)経験あり」と答えた男性層は、男性全体と比較すると「妻は夫を立てるのがよい」「男性は多少暴力を振るうぐらいがよい」をはじめとして、「固定的な性別役割分担」に肯定的な意識が強い**傾向が見られました。

このことから今後、被害者である女性側だけではなく、加害者である男性側の意識に特に着目したDV防止・救済の策を講じていくことが重要と考えられます。

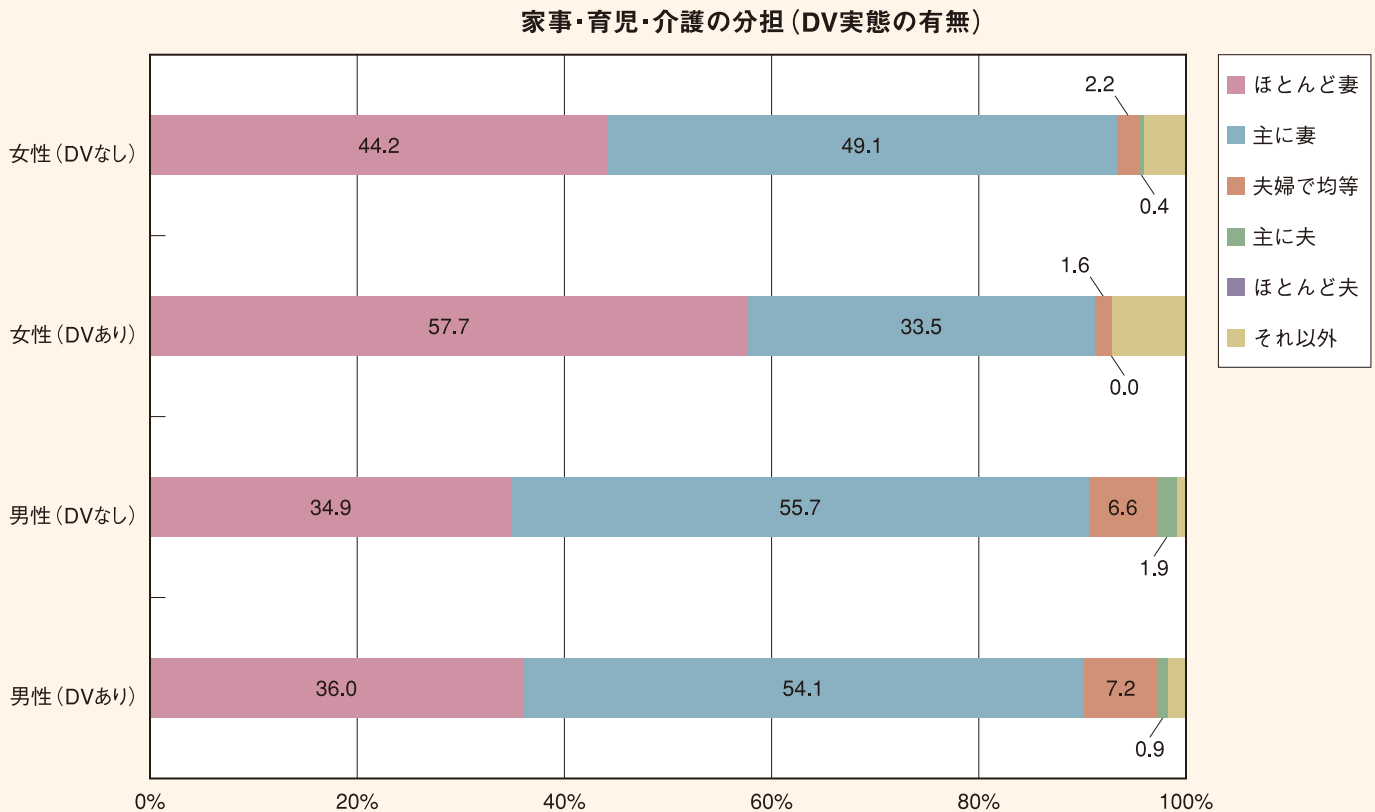
## 固定的な性別役割分担とは…

男女を問わず個人の能力等によって、役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けることを言います。

「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

# 家庭における家事・育児・介護などの分担は？

## DVのある家庭ほど女性の家事・育児・介護の負担が大きい？



家庭での家事などの分担では、男性、女性とも9割以上の方が「ほとんど妻」もしくは「主に妻」と答えており、依然として**家事などの負担が妻に集中**していることがわかりました。

「DVあり層」と「DVなし層」を比較すると、男性では、両者の間に目立った違いはありませんでしたが、女性については「DVあり層」の方が「DVなし層」よりも「ほとんど妻」を選択した人の割合が高く、**「DVあり層」の妻に家事負担のかたよりが大きいと感じている人が多い**ことがわかりました。

ここには男女間の現実認識の違いが表われているとともに、家事などの分担をはじめとする**家庭生活全体のありかた**と、**暴力の存在との間に、何らかの関連があることも考えられます。**

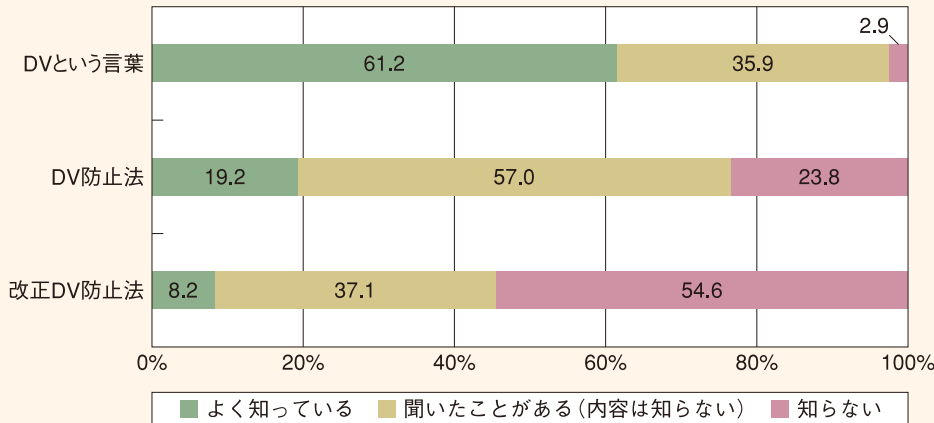
女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。  
少数の人が被害を受けているのではなく、多くの方が被害を受けているのです。

暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度仕方がない、妻は夫を立てるのが当然といった男性優位の社会通念など、個人の問題として片付けられないような構造的な問題も大きく関係しているようです。

# ドメスティック・バイオレンス(DV)という言葉は知っているけれど…

DVという言葉や法律に対する認知度には差があるようです

DVとDV防止法に対する認知度



「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉の認知度は高く、「よく知っている」という人が61.2%で、男女間の差もほとんどありません。

言葉としての「DV」はよく知られているのに対して、「DV防止法」や「改正DV防止法」については認知度が低くなっています。

特に「改正DV防止法」に対する認知度はかなり低いようです。

## 配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための法律があります

平成13年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました(平成16年12月一部改正)。

この法律により、都道府県以外に市町村も「配偶者暴力相談支援センター」を設置して被害者の救済を行うことができるようになったほか、「保護命令」の制度が設けられました。

### ●配偶者暴力相談支援センターって？

Q：どこにあるの？

A：愛媛県では、婦人相談所と女性総合センターの2カ所で、配偶者暴力相談支援センターの業務を行っています。

### ◀配偶者暴力相談支援センターの業務▶

- ・相談及び相談機関の紹介
- ・自立生活促進のための援助
- ・カウンセリング
- ・保護命令制度の利用についての援助
- ・被害者及び同伴者の一時保護
- ・被害者を居住させ保護する施設利用の援助

## 配偶者暴力相談支援センター

名称	相談日時等			
愛媛県婦人相談所 TEL 941-3490	一般相談	月～金 8:30～17:30 (12/29～1/3・祝日を除く)	相談員	
	女性夜間 ダイヤル相談 (電話相談のみ)	月～土 18:00～20:00 (12/29～1/3・祝日を除く)	相談員 (女性保護対策協議会)	
愛媛県 女性総合センター TEL 926-1644	一般相談	電話	火～金 8:30～17:30 土、日 8:30～16:30 (12/29～1/3・祝日を除く)	相談員
		面談	火～金 8:30～16:30 土、日 8:30～16:30 (12/29～1/3・祝日を除く)	相談員
	心理相談(要予約)	毎月第1～4木曜日 13:00～17:00 (12/29～1/3・祝日を除く)	臨床心理士	
	法律相談(要予約)	毎月第1～4木曜日 13:30～15:30 (12/29～1/3・祝日を除く)	弁護士	

警察(0120-31-9110)や松山市役所・母子婦人児童相談室(TEL 948-6413)、松山市男女共同参画推進センター・コムズ相談室(TEL 943-5770)でも相談を受けています。

# 男女間の暴力を防止するために必要な支援や対策は？

## 女性

- 1位 加害者への処罰・制裁の強化(39.1%)
- 2位 被害女性への支援の充実(38.0%)
- 3位 女性に対する暴力を許さない意識啓発(37.0%)
- 4位 警察・関係機関の積極的対応(34.3%)
- 5位 加害者へのカウンセリング(28.1%)

## 男性

- 加害者への処罰・制裁の強化(45.8%)
- 警察・関係機関の積極的対応(41.9%)
- 女性に対する暴力を許さない意識啓発(31.8%)
- 法的な整備(24.2%)
- 男女平等・人権教育の充実・啓発(23.8%)

DV防止のための支援・対策として必要とされるものについて、全体では「**加害者への処罰や制裁の強化**」をあげる人が**41.6%**と最も多くなっています。

続いて、

- 「警察や関係機関の積極的対応」 (37.1%)
  - 「女性に対する暴力を許さない意識啓発」 (35.1%)
  - 「被害女性への経済的・精神的支援の充実」 (32.7%)
  - 「加害者へのカウンセリング」 (24.5%)
  - 「男女平等や人権等に関する教育の充実や啓発」 (24.4%)
- となっています。

## ● 通報について

配偶者からの暴力を受けている人を発見した場合は、その旨を配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めることになっています。

医師その他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、被害者の意思を尊重のうえ、配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報できることとなっています。

## 支援マップ

## 被害者の安全な生活を確保するためのマップです

